

## 石巻市発注工事について単品スライド条項を適用します

石巻市では、最近の特定の資材（建設工事材料）価格の高騰を踏まえ、資材価格の変動に対応する工事請負契約書別添条項第25条第5項の「単品スライド条項」を下記のとおり適用します。

### 運用基準について

- (1) 適用基準日 平成20年 7月22日
- (2) 対象工事 適用基準日現在で継続中の工事及び適用基準日以降の新規契約工事
- (3) 対象資材 【鋼材類】 H型鋼、鉄筋、厚板、鋼矢板、鉄鋼二次製品、ガードレール等  
【燃料油】 軽油、ガソリン、混合油、重油、灯油
- (4) スライド条項の対象及び金額
  - ①鋼材類と燃料油それぞれについて、実勢価格を用いて再計算した増額分が請負代金額の1%を超えた場合に単品スライド条項の対象となる。
  - ②単品スライド条項の対象となった資材の増額分の合算額から請負代金額の1%を控除した金額がスライド額となり、本市が負担する。
  - ③運用に当たっては、「工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル（暫定版）（平成20年7月16日国土交通省大臣官房技術調査課）を準用する。<http://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b00097/k00910/tanpin/tanpin.htm>
- (5) 請負代金額の変更手続き  
請負業者が、原則として工期末の2か月前までに、本市が定める手続きに従い、適用に係る申請を行う。申請の際は証明書類の提出が必要です。

### (参考)

- (1) 石巻市建設工事等執行規則の規定による工事請負契約書及び変更契約書の様式（平成17年4月1日告示第176号）

#### 別添条項第25条第5項抜すい

- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、甲（石巻市）又は乙（工事請負者）は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

## 工事請負契約書別添条項第25条第5項（通称：単品スライド条項）

### の適用について【ポイント】

#### 1. 単品スライド条項の対象となる「主要な工事材料」と対象工事

##### 【主要な工事材料】

- ①鋼材類：H型鋼、鉄筋、厚板、鋼矢板、鉄鋼二次製品、ガードレール等
- ②燃料油：軽油、ガソリン、混合油、重油、灯油

##### 【スライド条項適用対象工事】

- ①運用が施行された時点で施工中の工事
- ②運用施行後に発注された工事
- ③「鋼材類」、「燃料油」に該当する各対象材料を設計時と実際の搬入時・購入時における実勢価格を用いて計算した金額の差が、各「主要な工事材料」について請負代金額の1%超の変動する工事  
(「鋼材類」、「燃料油」についてスライド条項対象であるか判定を行います。)

#### 2. スライド条項の適用手続き

##### (1) 申請時期、契約変更の時期

工期末の2か月前までに請求→工期末に変更契約

##### (2) 証明書類の提出

受注者は、各対象材料を実際に購入した際の価格（数量及び単価）、購入先、当該対象材料の搬入等の時期を証明する書類を提出する必要があります。

#### 3. スライド額の計算で用いる単価

##### 【鋼材類】

変動前：設計時における実勢価格

変動後：受注者が現場に搬入した月の実勢価格<sup>注1</sup>

(注1) 工期内にわけて搬入した場合は、月ごとの搬入数量で加重平均して実勢価格とします。

##### 【燃料油】

変動前：設計時における実勢価格

変動後：工期内の実勢価格<sup>注2</sup>

(注2) 工期内において単価改定があった場合、適用日数で加重平均して実勢価格とします。

#### 4. スライド額の計算で用いる対象数量

(1) 設計図書に記載された数量

(2) 一式計上の工種で発注者の設計数量があるものは、発注者の設計数量

#### 5. スライド額の計算（それぞれの主要な工事材料ごとに請負代金額の1%超の変動を確認）

{ 【鋼材類】 (搬入月の実勢価格－設計時の実勢価格) × 対象数量  
(+) 【燃料油】 (工期内の実勢価格－設計時の実勢価格) × 対象数量 } (×) 落札率  
(×) 105/100 (－) スライド条項対象となる請負代金額の1%相当額  
(=) **スライド額 (S)**

(注) 受注者が実際に購入した際の鋼材類の購入代金合計の方が実勢価格で算定した額よりも低い場合は、実際の購入代金を用いて計算する。

#### 6. その他

- ① 部分引渡しをした工事の部分、部分払の対象となった出来形部分等には単品スライド条項を適用できません。
- ② 工期末が平成20年10月31日以前である工事についての適用申請は、当該工事の工期満了日、かつ同年8月29日までとします。